

落札後の手続（不動産）

1. 落札者の決定

入札期間終了後、一部事務組合下田メディカルセンターは開札を行い、入札金額が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

*落札者のYahoo! JAPAN IDと落札価格については、公有財産売却システム上に一定期間公開します。

2. 落札者への連絡

一部事務組合下田メディカルセンターから入札終了後、落札者として決定された方に電子メールを送信します。

契約締結に関する手続きのご案内等は、郵送で落札者へ送付します。

*落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転せず、納付された入札保証金は返還しません。

3. 必要書類の提出

落札者は、送付された契約書など必要書類に記入・押印のうえ、一部事務組合下田メディカルセンターの指定する契約提出期限までに一部事務組合下田メディカルセンター事務局へ提出してください。

(郵送の場合には、提出期日の消印有効。送付にかかる費用及び契約書の収入印紙代は、落札者の負担となります。)

- ① 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書
- ② 所有権移転登録等請求書
- ③ 公有財産売買契約書（不動産） 2部

- ④ 契約に伴う収入印紙（契約額に応じた収入印紙額となります）
- ⑤ 代表者事項証明書【原本】（法人の場合）
- ⑥ その他別途指示する書類

（提出先）

住所：〒415-0026

下田市六丁目4番43号

宛名：一部事務組合下田メディカルセンター 事務局 宛

連絡先：0558-36-4010

4. 売払代金の残金納付

売払代金の残金分を指定する銀行口座へ納付期限までにお支払いください。

納付していただく金額（売払代金の残金）

売払代金の残金 = 落札価額 - 契約保証金額（契約保証金に充当した入札保証金）

*すでに納付されています入札保証金は、契約保証金に充当します。

*「売払代金」とは落札価額のことです。

売払代金の納付期限は、一部事務組合下田メディカルセンターのホームページ、インターネット公有財産売却の「ご案内(不動産)」に記載しています。

納付方法は、次のとおりです。

銀行振込

振込先 静岡中央銀行 下田支店 普通口座 2921591

口座名義人 一部事務組合下田メディカルセンター 企業出納員 事務局長 中田和明
フリガナ

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| イ | チ | フ | シ | ム | ク | ミ | ア | イ | シ | モ | タ | メ | テ | イ | カ |
| ル | セ | ン | タ | キ | キ | ヨ | ウ | ス | イ | ト | ウ | イ | ン | シ | |
| ム | キ | ヨ | ク | チ | ヨ | ウ | ナ | カ | タ | カ | ス | ア | キ | | |

*フリガナ入力文字に制限がある場合は、入力可能な文字まででかまいません。

振込手数料は、落札者の負担となります。

*納付確認に3開庁日程度要することがあります。

*必ず売払代金納付期限までに代金を納付してください。

期限までに一部事務組合下田メディカルセンターが納付を確認できない場合、落札者はそ

の物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された契約保証金は没収します。

5. 権利移転の時期

不動産の所有権は、売払代金の残金納付を一部事務組合下田メディカルセンターが確認したときに権利移転します。

また、売払物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。

6. 契約および引渡し

- ① ご提出いただいた売買契約書については一部事務組合下田メディカルセンターで内容を確認・押印後、1部を返却します。
- ② 一部事務組合下田メディカルセンターが売払代金の残金納付を確認後、所有権移転登記請求書に基づき移転登記を行います。その際の登録免許税は落札者の負担となります。

登録免許税額については、①の契約書をもって静岡地方法務局に照会を行い、その後収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書を提出していただきます。
- ③ 移転登記完了後、登記完了を証明する書類（登記識別情報）をお渡しして引き渡しとします。現地での引き渡しは行いません。
(移転登記に1カ月程度かかる場合があります。)
- ④ 引き渡しは、現況有姿で行います。
- ⑤ 公有財産売却の財産内のごみなどの撤去等は、すべて落札者自身で行ってください。

7. その他注意事項

「落札後の注意事項」を必ずご確認ください。

特に重要な事項は次のとおりです。

・危険負担について

契約締結から売払物件引渡しまでの間に、当該物件が一部事務組合下田メディカルセンターの責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合、その負担は落札者が負うこととし、一部事務組合下田メディカルセンターに対して売払代金の減額を請求することは

できません。

- ・かし担保責任について

物件は売払時の現状のまま引渡します。引渡し後、一切補償できません。また、物件に隠れた瑕疵（かし）を発見しても売払代金の減額または損害賠償の請求、契約の解除はできません。

- ・契約保証金について

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、すでに納付されている契約保証金を没収し、返還しません。

*納付確認に3開庁日程度要することがあります。

8. 落札者（法人の場合は代表者）以外の方が落札後の手続きを行う場合

委任状および代理人の本人確認書類が必要となります。

必要書類

委任状（委任者の印は、実印）

委任者の住民票の写し（原本）

（法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書））

委任者の印鑑登録証明書（原本）

代理人の公的機関の発行する証明書

（運転免許証、保険証、旅券などのコピー）

落札者が法人で、その法人の従業員の方が売払代金の納付または引渡しを受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。